

九州運輸局メールマガジン

平成22年4月8日 第77号（発行日：毎週木曜日）

～九州の明日を拓く運輸と観光～

九州運輸局HPアドレス <http://www.tb.mlit.go.jp/kyushu/>

九州運輸局メールマガジンをご覧ください誠にありがとうございます。

目次

- 1 九州運輸局ホームページアップ情報（3月31日～4月7日掲載分）
 - プレス発表
 - 入札・契約情報
 - バス・タクシー・トラック
 - 行政処分状況
- 2 お知らせ
- 3 九州運輸局セミナー
 - 今回は、『船の検査（船舶安全法）』について記載します。
- 4 リレーコラム【大分運輸支局次長 川原 義人】
- 5 編集長だより

【九州運輸局ホームページアップ情報】（3月31日～4月7日掲載分）

プレス発表

《総務》

・人事異動 国土交通省九州運輸局（4月1日発表）

http://www.tb.mlit.go.jp/kyushu/press/pdf/press100401_2.pdf

《観光》

・「家族の時間づくりプロジェクトがスタートします！」（3月31日発表）

<http://www.tb.mlit.go.jp/kyushu/press/pdf/press100331.pdf>

《自動車》

・タクシー特定地域協議会の地域計画の作成について（3月31日発表）

http://www.tb.mlit.go.jp/kyushu/press/pdf/press100331_2.pdf

入札・契約情報

・ 物品・役務入札公示

http://wwwtb.mlit.go.jp/kyushu/nyusatsu/list.html#KOUKYO_KOUJI

・ 入札監視委員会

http://wwwtb.mlit.go.jp/kyushu/nyusatsu/pdf/nyusatsukanshi/kanshi_22.pdf

・ 企画競争実施公示

http://wwwtb.mlit.go.jp/kyushu/nyusatsu/list2.html#KIKAKU_KOUJI

・ 入札結果の公表

http://wwwtb.mlit.go.jp/kyushu/nyusatsu/pdf/nyusatsu_kekka/1003.pdf

・ 契約結果に係る情報の公表

http://wwwtb.mlit.go.jp/kyushu/nyusatsu/pdf/keiyaku_kekka/1003k.pdf

バス・タクシー・トラック

・ タクシーの申請公示状況

http://wwwtb.mlit.go.jp/kyushu/gyoumu/ji_bu_ka/taxi/k_220401.pdf

行政処分状況

<http://wwwtb.mlit.go.jp/kyushu/jigyousya/seibi/seibi.htm>

【お知らせ】

平成22年度の自動車運送事業者における先進安全自動車（ASV）の導入、運行管理の高度化及び社内安全教育の実施に対する支援のための補助制度を開始します。

http://wwwtb.mlit.go.jp/kyushu/osirase/file001_022/pdf/100401.pdf

【九州運輸局セミナー】

今回は、『船の検査（船舶安全法）』について記載します。

船はバスやトラックなどの陸上輸送機関と異なり、気象・海象など自然条件の厳しい海上を長期間航海する事が多い輸送機関です。船舶の航行中に海難事故が発生した場合には、人命及び船舶の損失、海洋汚染等多大な影響を社会に及ぼすこととなることから、国は、船が航海に十分耐えられ、海上における人命の安全が確保できるよう、船舶の建造時、その後は定期的に、船体・機関・消防・救命・

無線設備・海洋等汚染防止検査対象設備等について検査を行っています。

～全ての船を国が検査するの？～

船級登録船舶

国が認定した船級協会（日本海事協会（NK））の検査を受け船級の登録を受けた船舶については、船級協会が行った検査項目につき、国の検査に合格したものとみなされます。ただし、旅客船は除かれています。

小型船舶

小型船舶（総トン数20トン未満の船舶）は、大型船舶に比してその構造・設備が簡易であり、航行する水域も限定されていること等から、船舶検査証書の発給を含め、検査全般を、国の代行機関として、小型船舶検査機構（JCI）が行います。

ただし、国際航海に従事する旅客船、危険物ばら積船等特定の船舶については、国が検査を行います。

～何時どの様な検査（船検）を受けるの？～

製造検査

長さ30m以上の船舶について、その製造に着手した時に船体、満載喫水線等の事項について検査を行います。

定期検査

船舶を初めて航行の用に供するとき又は船舶検査証書の有効期間が満了したときに船舶の構造、設備等全般にわたり精密な検査を行います。

中間検査

定期検査と定期検査の中間において実施し、船舶の構造、設備等の全般にわたる簡易な検査で、定められた期間内に検査を完了する必要があります。

臨時検査

船舶の安全性に影響のある改造や修理を行う時、航行区域、最大搭載人員や満載喫水線の位置の変更を行う時に検査を実施します。

臨時航行検査

検査証書の交付を受けていない船舶、検査証書の有効期間が満了した船舶を検査地へ回航する等、臨時に航行させる必要が生じた時に検査を行います。

～船舶検査証書には何が記載されているの？～

船舶検査証書

船舶検査証書には、その航行区域（漁船の場合は従業制限）、最大搭載人員、制限汽圧（ボイラー）、満載喫水線の位置、その他の必要と認められる航行上の条件が指定されています。

検査証書の有効期間は、船舶の種類、総トン数、航行区域等により5年又は6年となります。

～検査の申請は何処にすればいいの？～

管海官庁

船舶検査は、船舶の所在地を管轄する管海官庁（運輸局、運輸支局、海事事務所）が検査を執行します。なお、本邦外（外地）にある船舶等については、関東運輸局が窓口となります。

船舶所有者は、船舶の所在地を管轄する管海官庁へ検査申請を行い、船舶検査を受検することとなります。

船舶安全環境課では、船舶安全法その他、海洋汚染等及び海上災害防止に関する法律（海防法）、国際航海船舶及び国際港湾設備の保安の確保等に関する法律（保安法）による船舶検査事務を所掌しております。船舶検査事務に係るお問い合わせは当課へお気軽にご連絡下さい。

（海上安全環境部監理課）

【リレーコラム】

昨年、満開の桜の中で着任してから早くも一年が経ちました。今日も大分川沿いの桜を横目に見ながら宿舎を出、公園の桜の下を通り桜満開の庁舎へ到着。

凡そ10分弱の通勤風景です。

そうです。大分は今年の3月1日から海事系が海原庁舎から大州浜にある本庁舎に移転したのです。

昨年の7月から増設工事がスタートし、本庁舎では2階の支局長室や総務企画・輸送部門等を一旦会議室等に移し、業務を滞らせることなく、増設及び内装完了後の事務室へ戻すという大変な工事となりました。

海原庁舎でも荷物を減らそうと昨年12月に不要書類の廃棄を実施し、5トンを超える雑誌類や古い書類等がトラック1台で運びきれない程の量となりました。

本局や支局で移転の経験をした職員は、書類の箱詰め等の引っ越し準備が計画的に進められたものの、未経験の職員は2月末のギリギリになって準備を始めたため、引っ越し1週間前に収納棚を先行して移転する際、間に合わず、業者を待たせた上で全員で箱詰めするというヒヤヒヤした場面もありましたが、2月27、28日に海原庁舎のほぼ全員と本庁舎の総務企画部門の応援により、何とか3月1日の業務開始に間に合いました。

統合した新しい庁舎は玄関を入り2階へ上がると、輸送部門、企画調整官、総務企画部門、検査・測度・外国船舶監督官、運航船舶・船員部門、運航労務監理官、次長室、支局長室の配置となっており、事務室の床は淡いグリーンで壁はクリーム色、天井は白で空調・冷暖房設備完備で、少し狭くはなったものの、とても明るく清潔な感じに仕上がっています。支局長室、次長室は増設部分に隔離されており、ドアを閉めると全く音のしない寂しい状態になります。（したがって、いつも半開き状態にしている。）

今後は、昼夜を問わない活発なディスカッションを行い、職員それぞれがスキルアップすることにより、これまで以上に地域に貢献できる支局を目指して、一丸となって奮闘していきます。

（大分運輸支局 次長 川原義人）

【編集長だより】

今回号より編集長を務めます藤原です。よろしくお願いいたします。

さて、今回の【九州運輸局セミナー】では船舶の検査について紹介しました。四面を海に囲まれた我が国において、船舶は重要な輸送手段です。九州運輸局では、船舶検査等を通じて航行の安全の確保に寄与しています

4月1日から九州運輸局ホームページをリニューアルいたしましたので是非ご覧ください。今後も引き続き、充実したホームページづくりに努めてまいります。

皆様のお知りになりたい情報・ご意見・ご要望等をお聞かせください。

編集部ではできる限りご要望にお応えしたいと思います。
下記のメール又はファックスからお気軽にご連絡ください。

九州運輸局メールマガジン編集長（九州運輸局総務部広報対策官）

藤原 寿男（ふじわら としお）

mail : mm-kyushu@qst.mlit.go.jp

Tel : 092-472-2312 Fax : 092-471-7192

バックナンバーは、次の URL に掲載しています。

http://wwwtb.mlit.go.jp/kyushu/mail_magazine/top.html